第2回旧本庁舎等跡地活用検討会議

日 時:令和3年11月8日(月)

午前9時~10時

場 所:市役所本庁舎3階災害対策本部室

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題
- (1) 提言内容について検討すべき課題・問題点
 - ア 都市計画変更 ・・・・ 資料 1 P 3~11
 - イ 尚徳町地区地区計画(建築物等の整備方針) ・ 資料 2 P12~15
 - ウ 景観計画(久松山山系景観形成重点地区) ・・資料3 P16~18
 - エ 騒音規制に関する基準値 ・・・ 資料4 P19
 - オ 埋蔵文化財調査 ・・・・ 資料 5 P20
 - カ 駐車場 ・・・・ 資料 6 P21~22
 - + 防災設備 ・・・・ 資料 7 P23~31
- 4 その他
- 5 閉 会

旧本庁舎等跡地活用検討会議構成員名簿

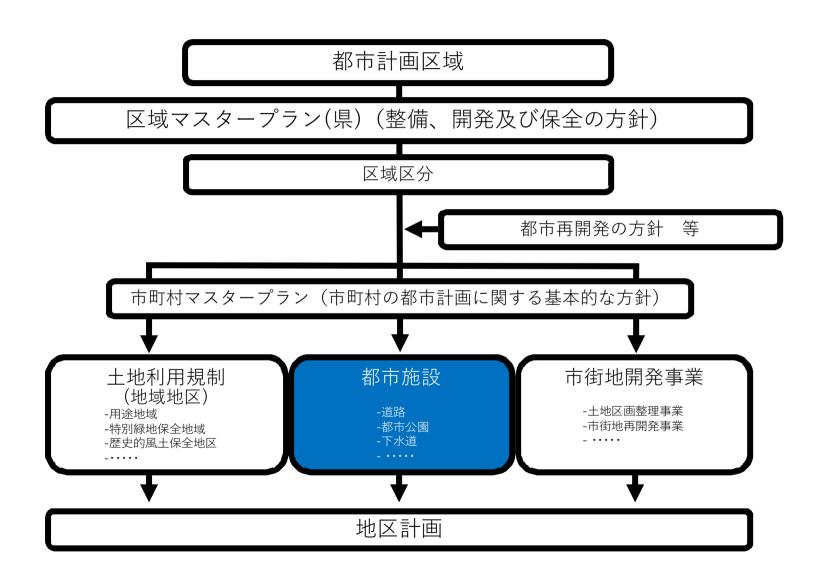
役 職	氏 名
市長	深澤義彦
副市長	羽場恭一
教育長	尾室高志
総務部長	浅井俊彦
税務・債権管理局長	坂 本 宏 仁
人権政策局長	武田敏男
危機管理部長	乾 秀 樹
企画推進部長	高 橋 義 幸
経営統轄監	河 井 登志夫
市民生活部長	鹿田哲生
環境局長	国森加津恵
福祉部長	竹間恭子
健康こども部長	橋本浩之
経済観光部長	平 井 圭 介
農林水産部長	田中英利
都市整備部長	岡 和 弘
下水道部長	高 木 要 輔

資料1

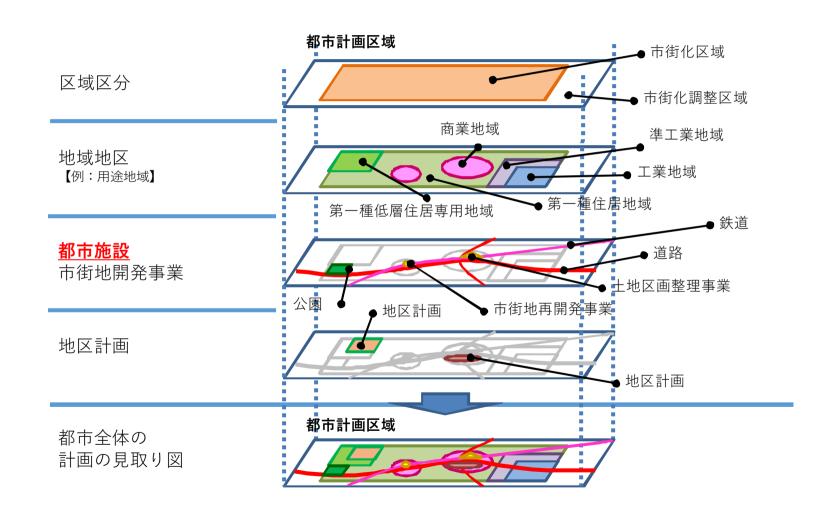
都市企画課

ア都市計画変更

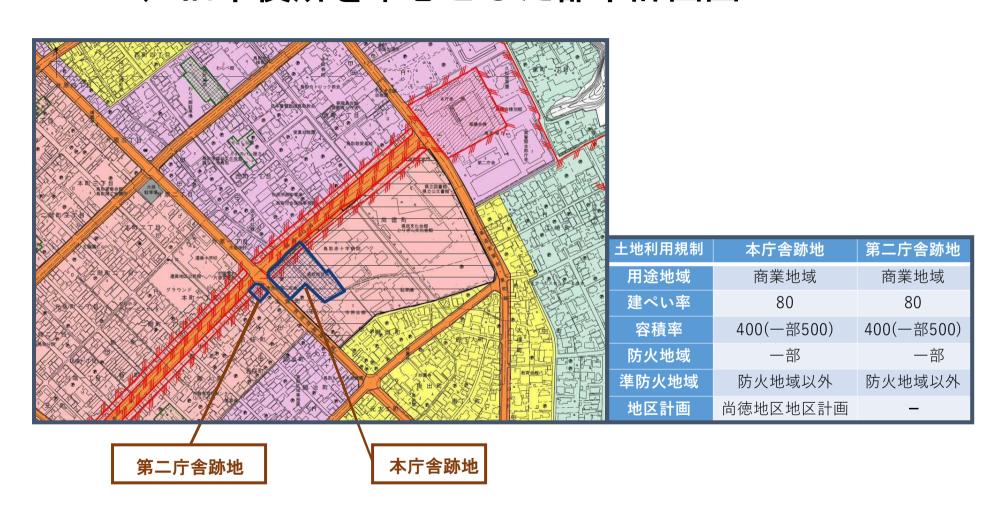
1) 都市計画制度の体系



2) 都市計画制度の構造



3) 旧市役所を中心とした都市計画図



4) 都市施設の種類

(都市計画法第11条)

- ・都市施設の種類
- -名称
- •位置及び区域
- その他政令で定める事項(都市計画法施行令第6条)

道路:種別及び車線の数(車線のない道路である場合を除く。)

駐車場:面積及び構造

自動車ターミナル又は公園:種別及び面積

都市高速鉄道:構造

空港、公園・緑地、ごみ処理場、市場等:面積

下水道:排水区域 等

5) 都市計画の図書

(都市計画法第14条、都市計画法施行令第9条)

総括図: 縮尺1/25,000以上の地形図によりおおむね

の位置を表示

計画図: 縮尺1/2,500以上の平面図(都市施設を整備

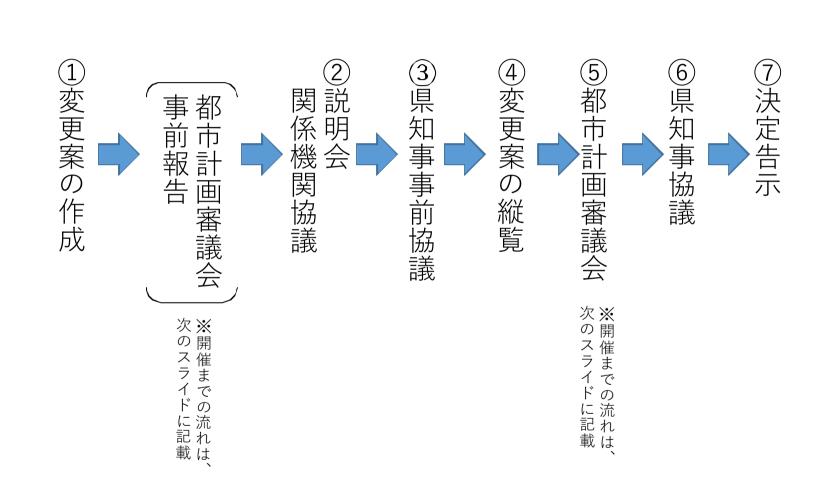
する立体的な範囲を都市計画に定める場合にあっては、平面図と、立面図及び断面図のうち必要な

もの)により、都市施設の区域を表示(※)

計画書: 法及び政令の規定により都市計画に定めるべき

事項のほか、都市計画に定める理由を付記

6)都市計画変更の流れ



都市計画審議会開催までの流れ

①変更案の作成

②都市計画審議会開催日決定

③審議会委員へ開催通知



④市長へ諮問事項の 確認



⑤都市計画審議会開催公告



⑥都市計画審議会開催

8) メリット・デメリット

	都市計画変更決定による都市計画施設 (都市公園) とした場合	都市計画決定を行わない場合
メリット	整備費に社会資本整備総合交付金などの有利な財源の活用が可能	緑地、公園として整備しても、 将来的な活用計画を立てるに あたり自由度が高い
デメリット	 ・都市計画決定を行うと、都市公園法第16条に基づき、都市計画施設の廃止が難しい ・社会資本整備総合交付金を活用した後に廃止する場合、国費等の返還が生じる 	整備費は全額単市 ※有利な財源の活用が困難

資料 2

都市企画課

イー尚徳町地区計画



1) 尚徳町地区地区計画

〇土地利用の方針

【公共公益施設地区】

県民会館、市民会館、図書館、文書館、市役所及び病院の立地するところを公共公益施設地区として定め、文化・芸術に対する県民の多様化・高度化するニーズに的確に応えると共に、各種行政サービス及び医療サービス等の充実を図る地区とする。

〇建築物等の整備方針

【公共公益施設地区】

緑地を充分に配置し、限られた敷地の中で、自然空間をできるだけ確保するよう努める。

2) 土地利用規制

- 〇地区計画により、次の建築を制限している
 - (1)工場
 - (2)ボーリング場、スケート場、水泳場等
 - (3) ホテル又は旅館
 - (4)自動車教習所
 - (5) 麻雀、パチンコ、場外馬券場等
 - (6) 倉庫業を営む倉庫、危険物の貯蔵等
 - (7) キャバレー、料理店、ナイトクラブ等

資料3

都市企画課

ウ景観計画

1) 久松山山系景観形成重点区域について

「久松山山系景観形成重点区域」は、久松山山系と一体となった景観を保全すべき地域とします。



(備考) 1. 建築物又は工作物の敷地が、図に示す基準線(赤枠)に接し、かつ景観形成重点区域の内外にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物は、すべて景観形成重点区域内にあるものとみなす。

2. 建築物又は工作物が、景観形成重点区域の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物は、すべて景観形成重点区域内にあるものとみなす。

2) 久松山山系景観形成重点区域について

(2) 景観形成の目標・方針

【地域イメージ】

~ 市街地景観を豊かに保つ、久松山を中心とした山系風景 ~

【景観形成の目標】

●歴史・文化と自然とが調和した景観づくりを進めていくための土壌づくりとして、歴史的 建造物、史跡、文化財等と一体となった自然景観の保全を図ります。

【景観形成の基本方針】

- ●豊かな緑と山の稜線を保全します。
- ●歴史的建造物、史跡、文化財等を保全します。
- ●建築物等の色彩計画を周辺の緑に調和する落ち着いた色彩となるように誘導します。

※「久松山山系景観保全地域基本方針」(鳥取市)をもとに作成。

旧本庁舎等跡地の騒音規制に関する基準値について

1. 環境基本法に基づく環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項では、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めている。鳥取市は都市計画法の用途地域に準拠して区域を指定しており、鳥取市役所旧本庁舎及び第二庁舎は「商業地域」に該当する。旧両庁舎は道路に面する地域のため、その基準値については、昼間(午前 6 時から午後 1 0時)は 6 5 d B 以下、夜間(午後 10 時から午前 6 時)は 6 0 d B 以下である。

2. 鳥取県公害防止条例に基づく規制基準

県条例では<u>深夜騒音および拡声機騒音の規制基準</u>がある。商業地域での深夜(午後 10 時から午前 6 時)の騒音は 50 d B である。また、屋外で若しくは屋内から屋外に向けて拡声機を使用する放送の場合は、拡声機①及び②(※1)に示す規制基準があるが、旧本庁舎は鳥取赤十字病院に隣接し、商業宣伝を目的として拡声器を使用する放送をしてはならない区域に該当する(※2)。なお、拡声機使用の制限の対象とならない場合もある(※3)。

関係法令	(dB以下)	昼間(AM6-PM10)	夜間(PM10-AM6)
環境基本法	一般地域	60	50
	車線を有する道路に	65	60
	面する地域		
鳥取県公害防止条例	深夜騒音	_	50
	※1 拡声機①	70	50
	拡声機②	70 (AM8-PM7)	_

(※1) 拡声機①に該当するもの(②は①以外)

- (1) 工場、事業場、社寺、屋外スポーツ施設、学校、保育所等において構内用としてその敷地内で行うもの
- (2) 住民の慣習として行われる広報又は連絡に伴うもの
- (3) 露店市、朝市その他地域の慣習として行われる催し物に伴うもの
- (4) 飲食物の移動販売に伴うもの
- (5) 屋外における音楽会、映画会等の運営のためにその会場内で行うもの

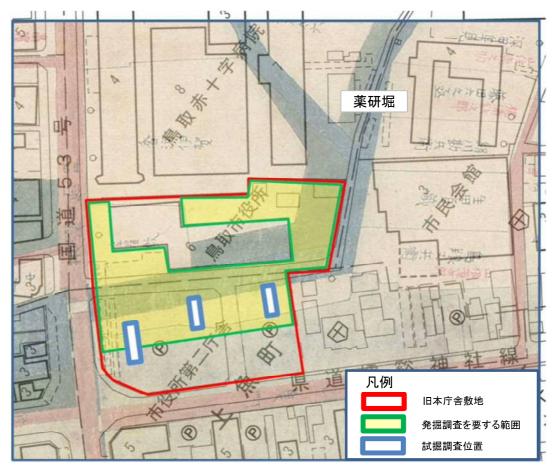
(※2)商業宣伝を目的として拡声機を使用する放送をしてはならない区域 ≪抜粋≫

・医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する 診療所のうち患者を入院させるための施設を有する敷地の周囲からおおむね50m以内の区域

(※3) 拡声機使用の制限の対象とならない場合

- (1) 災害時における警戒活動等に伴い放送をする場合
- (2) 電気、ガス又は水道の事業に関する広報活動として放送をする場合
- (3) 公共の輸送機関の業務に関し駅又は発着場において放送をする場合
- (4) 公務員がその職務に関し放送をする場合
- (5) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために放送をする場合
- (6) 祭礼、盆踊りその他地域の風俗慣習として行われる行事に伴い放送をする場合
- (7) 集団の整理誘導のために放送をする場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、知事が公益上やむを得ないと認める場合

旧市役所本庁舎に係る埋蔵文化財調査について



都市計画図に安政4年(1857)に描かれた鳥取城下全図(鳥取県立博物館所蔵)を重ねたもの (『ここは城下にござる 改訂版』より転載 一部加筆)

これまでの経過

平成24年度に庁舎整備計画に伴い、埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査を3か所で実施。調査の結果、薬研堀や建物跡などを検出し、当時の議会等に報告した。

開発事業に伴う調査について

旧市役所周辺で行った試掘調査及び絵図を参考にすると敷地内には薬研堀の遺構が残っていることは明確であり、埋蔵文化財包蔵地に該当する。ただし、旧庁舎の建物跡部分は庁舎建築の際に大きく掘削が行われており、遺構等は残っていないと考えられる。

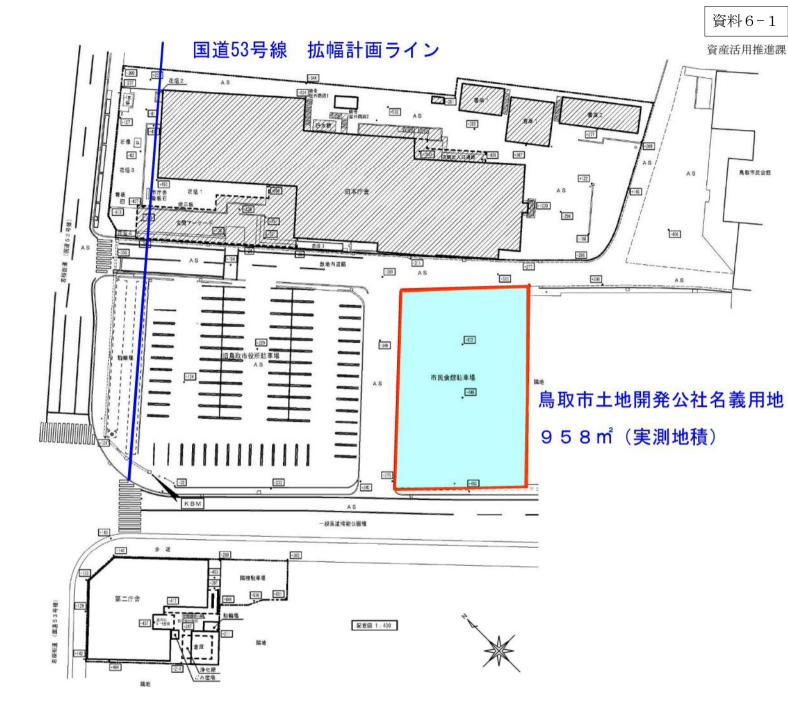
このことから旧市役所周辺で開発事業を行う場合は旧庁舎建物跡以外の部分については文化財保護法に基づく通知及び発掘調査が必要である。

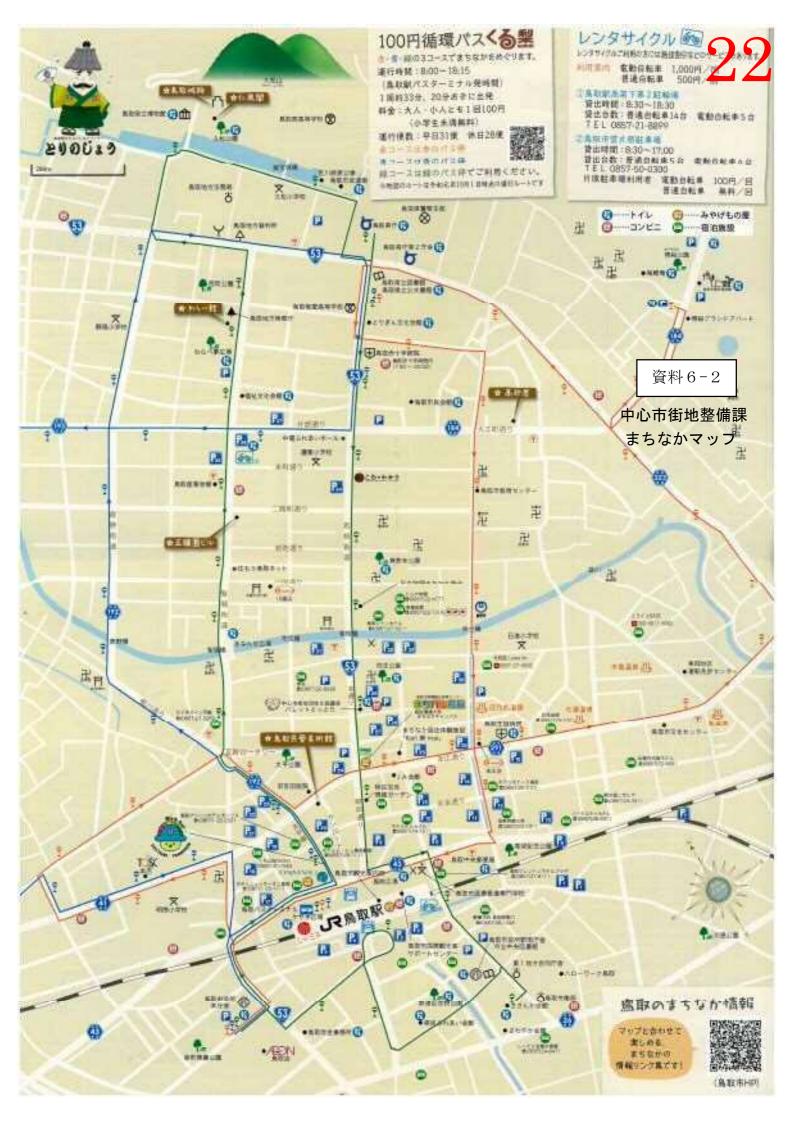
法的根拠

文化財保護法では地方公共団体が土木工事等で周知の埋蔵文化財包蔵地を掘削する場合は、発掘に係る事業計画の策定にあたってあらかじめ文化庁長官にその旨を通知しなければならない。(法第94条第1項)とあり、文化庁長官は事業計画の策定及びその実施について協議を求めたり、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができることとなっている。

※薬研堀とは

薬研堀は鳥取城を防御するための堀の一つであるとともに、排水路としての機能や武家屋敷地と町人屋敷の境界をなす鳥取城下の都市計画の始まりを示す遺構の一つである。江戸時代を通じて徐々に埋め立てられ、昭和初期の下水道管の敷設により、現在は完全に埋め立てられている。旧本庁舎と駐車場の間の通路部分が該当する。

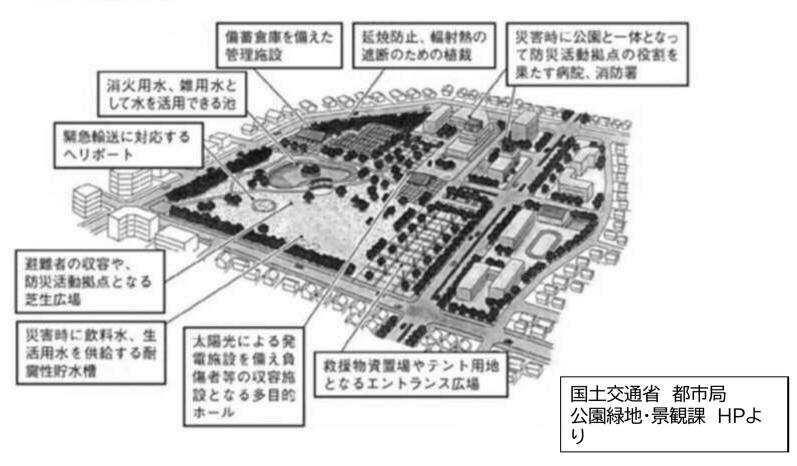




危機管理課

公園における防災設備

参老 ■防災公園のイメージ



1. 停電の対応



非常用公園灯(幸町棒鼻公園)



LED太陽灯 AC100V出カタイプ (参考:岩崎電気(株))



避難誘導灯 (地面・手すりなど) (ソーラーLEDブロック/タイル) (参考:岩崎電気(株))



ソーラーパネル



蓄電池

2. 断水の対応



応急給水栓



応急給水栓 (内部)



応急給水拠点 (鳥取西高等学校)



応急給水拠点 (水道局HPより) 防災井戸

3.トイレの対応



常設型防災トイレ (出典:公益社団法人東京都公園協会)



平時 (幸町棒鼻公園)



災害時 (本庁舎駐車場)

マンホールトイレ

4. 避難の対応









平時

災害時

防災パーゴラ(幸町棒鼻公園)(タカオ(株))

かまどベンチ (幸町棒鼻公園)

5. ヘリコプター臨時離着陸場





緊急時の着陸や飛行(災害時の場合)について(鳥取県危機管理局 消防防災航空センターHPより)

災害時は航空法第81条の2(捜索又は救助のための特例)により、消防や警察、海上保安庁などのヘリコプターは、様々な場所での離着陸や低高度の飛行ができます。

鳥取県では、土地の所有者等から了承が得られた場所へ災害時等に安全、確実に着陸するために測量などの調査をして臨時離着陸場、緊急離着 陸場として利用しています。

【参考】

航空法第81条の2が運用される状況下に市内で臨時の離着陸場所として選定されている場所の例

- ○鳥取西高等学校(グラウンド)
- 〇千代川市民スポーツ広場(古市)
- 〇千代水野球場No.1(北)

選定にあたっては原則として航空法に基づく飛行場外離着陸場の離着陸許可基準を満たす場所を離着陸場として選定するとされています。

6. その他



デジタルサイネージ(_{鳥取駅南}) (防災情報伝達・防災教育などに使用)



浸水深表示板



避難所案内板



備蓄倉庫



8. 参考となる資料

ISSN 1346-7328 国総研資料第984号 平成 29 年 9 月

国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of
National Institute for Land and Infrastructure Management
No. 984 September 2017

防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン (改訂第2版)

> Guideline for planning, design and management of disaster prevention parks (2nd revised version)

国土交通省 国土技術政策總合研究所

National Institute for Land and Infrastructure Management Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Japan 【資料名】防災公園の計画・設計・管理運営 ガイドライン(改訂第2版)

【執筆者】国土交通省都市局公園緑地・景観課、国土交通省国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センター緑化生態研究室

国土交通省において阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成11年7月に災害時に避難地や防災活動拠点等として機能する都市公園(防災公園)の効果的な整備促進を目的としたガイドラインが示され(以降改訂)、防災公園等の計画・設計の考え方を示すことで整備を推進している。